

一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業
に係る定款表記について

【別紙1】

平成25年4月、現行の「障害者自立支援法（以下「現行法」という。）」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【障害者総合支援法】（以下「新法」という。）」に改正されます。

これに伴い、定款において現行法に基づく表記のみが記載されている事業者については、定款変更が必要となりますのでご留意ください。（社会福祉法人は除く。）

『一般相談支援事業（都指定）』の指定を受ける際には、提出いただく定款及び登記簿謄本（登記事項全部証明書）に、申請に係る事業についての記載が必要です。

下記の記載例を参考に表記してください。

『一般相談支援事業』・・・

（都指定）

（例）「障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業」

『特定相談支援事業』または、『障害児相談支援事業』を行う場合、事業所の所在地を管轄する区市町村長の指定を受けることが必要です。

定款表記については、各区市町村の指導に従ってください。（下記は、記載例です。）

『特定相談支援事業』・・・

（区市町村指定）

（例）「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」

『障害児相談支援事業』・・・

（区市町村指定）

（例）「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」

社会福祉法人と医療法人における定款表記等の留意事項については、【別紙2】をご参照ください。

各種法人格における定款表記等の留意事項について

【別紙2】

各種法人格における定款表記例についてご案内いたします。

定款変更手続きの方法等については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

なお、障害福祉サービス事業に係る定款表記の内容については、各サービスの指定申請窓口までご連絡ください。（【別紙3】参照）

「社会福祉法人」

- （定款表記例）「障害者支援施設の経営」
- 「障害福祉サービス事業の経営」
- 「一般相談支援事業の経営」
- 「特定相談支援事業の経営」
- 「障害児相談支援事業の経営」

<問い合わせ先>

東京都福祉保健局 指導監査部 指導調整課
社会福祉法人係 Tel：03-5320-4044

「医療法人」

事業名の後に、事業所名と住所の記載が必要です。

- （定款表記例）「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（事業所名・住所）」
- 「障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業（事業所名・住所）」
- 「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業（事業所名・住所）」
- 「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業（事業所名・住所）」

<問い合わせ先>

東京都福祉保健局 医療政策部 医療安全課
医療法人係 Tel：03-5320-4426

「特定非営利活動法人」

<問い合わせ先>

生活文化局 都民生活部 管理法人課
NPO 法人係 Tel：03-5388-3095

「公益法人」

<問い合わせ先>

生活文化局 都民生活部 管理法人課
公益法人係 Tel：03-5388-3167